

第 1 期

北区子どもの権利委員会の開催スケジュール（**修正版**）

（令和 6 年 9 月～令和 8 年 8 月）

年度		日時	主な審議内容
令和 6 年度	第 1 回	令和 6 年 10 月 10 日	○委嘱状交付式 ○諮問 ○区の現状把握・課題共有 等
//	第 2 回	令和 7 年 2～3 月頃 ⇒令和 7 年 3 月 25 日	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
令和 7 年度	第 3 回	令和 7 年 5 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
//	第 4 回	令和 7 年 7 月～8 月予定	○令和 6 年度事業実績の評価・検証
//	第 5 回	令和 7 年 10 月～11 月 予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
//	第 6 回	令和 8 年 2 月予定 ⇒令和 8 年 3 月下旬予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
令和 8 年度	第 7 回	令和 8 年 5 月予定	○子どもの権利に関する特定のテーマについての審議
	第 8 回	令和 8 年 7 月予定	○令和 7 年度事業実績の評価・検証
		～令和 8 年 8 月末	最終：ご答申

※委員会の進捗状況により、日程及び審議内容を変更する場合があります。

※日程及び審議内容については、決定次第別途お知らせいたします。

「第 1 期北区子どもの権利委員会」会議のルール（修正版）

1 会議のルール

- どのような意見も尊重されます。一人ひとりの考えを大切にしましょう。
- 年齢に関係なく、だれもが等しく話し合いに参加できます。
- 思ったことや考えたことは、まとまっていなくても言ってみて OK。
- 何を話しても間違いではない。
- その人が話すペースを大切にする
- 誰かが話をしている時に発言しない
- 話したくないこと、個人的なことは、話さなくてだいじょうぶ。
- 疲れたら休んだりしてもいい。
- 一度言ったことをなしにして、他のことを言ってもだいじょうぶ。

【子ども委員からの要望】

- 会議の席次では、子どもがまとまっていた方がいい。でも、時には子ども同士がグループを変えたり、グループの距離を近づけたり、子ども委員と大人の委員と話す機会もあったほうがいい。
- 会議の場でも、子どもだけで話したり相談できるといい。
- 会議の議題と関係ない話ができる時間があるといい。
- 大人の笑顔、親しみやすい雰囲気があるといい。
- 意見のあとに拍手をしてもらえると嬉しい。
- 制服より私服の方がいい。



2 傍聴者のルールについて

- 飲食はできません。
- 議事に対して発言したり、騒ぎ立てたりする等、議事の進行を妨げることをしてはいけません。
- カメラ・スマートフォン等による録音、撮影等はできません。ただし、委員会の決により許可した場合は認めるものとします。
- このほか、審議会の秩序を乱した場合、会長は傍聴者に対し退場を命じることができるものとします。

3 議事録について

- 事務局は議事録をまとめるため、レコーダで録音します。
- 委員の方に議事録（案）をメールで送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- 議事録は、区ホームページで公開します。ただし、議事録の発言者氏名は「委員」と変更しますので、発言者は特定されない形とします（会長のみ「会長」と記載）。

子どもの権利に関する普及啓発の取組

令和6年度の取組

広報物等の配付等	1. 「子どもの権利と幸せに関する条例」のWebハンドブック 次の5つの年代別に制作し、北区公式ホームページへ掲載するとともに、出前講座等の場では資料として紙冊子で配付した。 (1) 乳幼児読み聞かせ用絵本 (2) 小学校低学年向け (3) 小学校高学年向け (4) 中学・高校生向け (5) 大人向け 2. 北区子どもの権利相談窓口パンフレット 令和6年9月に設置した「北区子どもの権利相談窓口」に関するチラシを、1人1台端末「きたコン」上に掲載し、端末上から、相談フォームへアクセスしやすい環境を整えた。 また、各児童館への掲示及び配架用のチラシを配布した。あわせて、令和6年度に実施した各種の普及啓発事業においても、紙資料として配付した（「1」の小冊子にも本窓口の案内があるため、小冊子を配付しないイベントにおいて主に用いた）。 3. 北区子どもの権利と幸せに関する条例パンフレット 世代別の小冊子、子どもの権利相談窓口、子どもたち自身が出演して子どもの権利について啓発するショート動画に関して、それぞれのWebページへアクセスできるQRコードを付したパンフレットを作成し、北区が後援するイベント等、主に他団体主催の事業で配付するなど、各種普及啓発の現場で使用した。
情報発信	1. 北区ニュース 令和6年4月1日号の「北区ニュース」で子どもの権利と幸せに関する条例について一面に記事を掲載した。 2. 著名人と区長による対談 条例に関して、区長と俳優 黒谷友香さんとの対談を実現した。対談の様子を委託先のWebメディアを通じて対談内容をプレス発信した。大手Webメディア「ヤフーニュース」がこれを報じた。さらに、対談動画を区公式YouTubeチャンネルで配信した。

	3. 子どもの権利と幸せに関する条例 PR ショート動画共同制作 中学生とショート動画を企画段階から共同制作し、本人たちが登場する区公式 YouTube チャンネルへ掲載した。 4. しぶさわくん FM しぶさわくん FM で子どもの権利と幸せに関する条例を PR した。
学校での取組	1. 谷端小学校での出前講座 (1) 委託先による講義 ・1 時間目は低学年向け、2 時間目は高学年向けに実施した。 ・〇×クイズなど、一部の内容を児童参加型で実施した。 ・中学生が出演するショート動画や子どもの権利擁護委員のビデオレター等、理解促進のために動画映像についても活用した。 (2) 佐賀子どもの権利擁護委員によるディスカッション形式講義 ・5 年生全員を対象に、同校のランチルームで実施。 ・講義のあと、4 人ずつの 8 班に分かれて、条例にある 11 の大切な子どもの権利のうち 1 つを選び、それぞれの班でその権利について「守られていない」と感じる場面を意見として出し合ってもらい、発表した。 2. 星美学園小学校での出前講座 ・委託先による講義（内容は谷端小学校高学年向けと同様） ・小学校 4～6 年生向け小冊子を配付 3. 明桜中学校での出前講座 ・委託先による講義 （内容は谷端小学校高学年向けを中学生向けにアレンジして実施予定） ・中高生向け小冊子を配付
大人向け普及啓発	1. 学校関係者向け (1) 学校長・副校長向け（96 名参加） ○ 7/18 及び 7/25：子ども家庭支援センター主催の「ヤングケアラー研修会」にて、条例に関する概要説明を行った。 (2) スクールカウンセラー向け（参加者 30 人） ○ 5/6：スクールカウンセラー、学校指導課主催のスクールソーシャルワーカー向け研修会の場で、条例に関する概要説明を行った。 (3) PTA 役員向け（87 名参加） ○ 6/11：生涯学習・学校地域連携課が事務局を務める「小学校 PTA 連合会（役員会）」及び「中学校 PTA 連合会」において、条例に関する概要説明を行った。 

2. 地域向け

(1) 青少年地区協議会

条例の概要説明を行った。

○7/2 青少年赤羽地区協議会 (50 名参加)



○7/9 青少年王子地協議会 (33 名参加)

条例の概要説明に加えて、北区子どもの権利擁護委員の田畑弁護士が特別講演を行った。

○7/12 青少年滝野川地区協議会 (38 名参加)

(2) 滝野川地区自治会連合会研修会

○10/10 条例の概要に関する説明を行った。

(3) 地域の行事

○11/3 「浮間このはまつり」の読み聞かせ団体「ブックボランティアさくらんぼ」が行う読み聞かせコーナーで、乳幼児向け読み聞かせ用絵本「こどものけんりとしあわせにかんするおはなし」を紹介 (2 回実施。計 50 名程度参加)。

○11/17 「滝野川東区民センターはーとまつり」で、東洋大学内田塔子准教授ゼミの 1 年生が、乳幼児の保護者向けに「こどものけんりとしあわせにかんするおはなし」読み聞かせ講座及び海外の子どもの権利に関する絵本の紹介を行った (約 50 名程度参加)。



(4) 東京人権擁護部会第二部会

○11/8 条例の概要に関する説明を行った。



(6) 要対協実務者会議

○1/23 子どもの権利擁護委員佐賀弁護士によるディスカッション形式での講義。

	(7) 民生児童委員協議会（西ヶ原地区児童福祉部会） ○2/10 条例制定の経緯、意見聴取の実際、子どもの権利擁護委員に関する講義を実施。 (9) 区民向けパネルディスカッション ○2/20 子どもの貧困講演会及び子どもの権利と幸せに関する条例パネルディスカッションを開催した。 3. 庁内職員向け (1) 子ども家庭支援センター職員向け ○11/27 子どもの権利擁護委員佐賀弁護士による講義形式で実施した。 (2) 児童相談所開設準備担当課職員向け ○2/17 条例制定の経緯、意見聴取の実際、子どもの権利擁護委員に関する講義を実施した。 (3) 子どもの権利と幸せに関する条例 庁内通信（1～5号まで） ○全庁職員向けに条例の内容を紹介するとともに、子どもの権利をとりまく様々な取組を紹介することで、職員の子どもの権利に関する意識の向上に取り組んだ。
--	---



資料 4

(仮称) 子どもの権利と幸せアンケート (案)

目次

1	あなたのこと	2
2	子どもの幸せについて.....	3
3	子どもの権利のこと	3
	〈大切な子どもの権利について〉	3
	〈子どもの意見の尊重〉	5
	〈あなたの居場所〉	5
	〈悩みや困りごと〉	6
	〈あなたの時間〉	7

1 あなたのこと

質問1 あなたの性別はなんですか。(1つだけ)

- 1 男性
- 2 女性
- 3 その他 (どちらともいえない・わからない・答えたくない)

質問2 あなたが住んでいるところを教えてください。(1つだけ)(下の地図を参考にしてください。)

- 1 赤羽地域
- 2 王子地域
- 3 滝野川地域
- 4 わからない



2 子どもの幸せについて

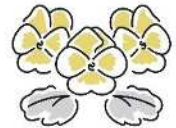
質問3 あなたは、いま、どのくらい幸せだと感じていますか。(1つだけ)

- 1 とても幸せ
- 2 すこし幸せ
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり幸せではない
- 5 まったく幸せではない



質問4 自分の将来について明るい希望をもっていますか。(1つだけ)

- 1 もっている
- 2 少しもっている
- 3 どちらともいえない
- 4 あまりもっていない
- 5 まったくもっていない



3 子どもの権利のこと

〈大切な子どもの権利について〉

質問5 子どもには大切な権利があります。

たとえば、意見表明、遊ぶ、ゆったりと安心して休めるなどです。

あなたはそんな子どもの権利があることを知っていますか？(1つだけ)

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らない



質問6 北区では、子どもの権利が大切にされ、子どものみなさんが幸せに過ごすことができるよう「北区子どもの権利と幸せに関する条例」をつくりました。あなたはこの条例について知っていますか？(1つだけ)

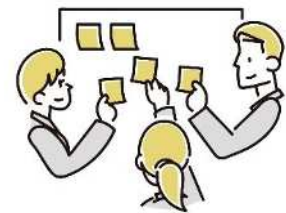
- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らない

質問7 〈問6：1～3〉子どもの権利と幸せに関する条例を知ったきっかけはなんですか？
(いくつでも)

- 1 学校の先生の話
- 2 親など一緒に暮らしている大人の話
- 3 兄弟姉妹の話
- 4 地域の人の話
- 5 友達の話
- 6 北区ニュース
- 7 区や学校からの配布物
- 8 SNS・動画・インターネット
- 9 チラシやイベント
- 10 その他

質問8 「北区子どもの権利と幸せに関する条例」には大切な子どもの権利が定められています。あなたが子どもの権利の中で大切だと思うものはどれですか？(3つまで)

- 1 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること。
- 2 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- 3 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により差別をされないこと。
- 4 安全・安心に過ごせること。
- 5 ゆったりと安心できる場所で休めること。
- 6 プライバシーが大事にされること。
- 7 遊ぶこと。
- 8 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。
- 9 くり返し挑戦できること。
- 10 なやんでいること、困っていること等を相談できること。
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

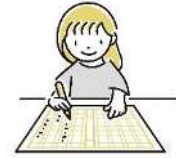


質問9 子どもの権利のことをたくさん子どもたちに知ってもらうために必要だと思うことはなんですか？(いくつでも)

- 1 学校で子どもの権利について学ぶ機会をつくる(学校の授業など)
- 2 学校以外で子どもの権利について学ぶ機会をつくる(イベントなど)
- 3 ポスターやチラシを配ってみんなに知らせる

- 4 SNS・動画などをインターネットを使ってみんなに知らせる
- 5 必要だと思うことはない
- 6 その他

半分おわりました、質問はあと半分です。あと少し…！



〈子どもの意見の尊重〉

質問 10 家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意見や考えを聞いてもらえる（大事に扱ってもらえている）と感じますか？（1つだけ）

- 1 とても感じる
- 2 少し感じる
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり感じない
- 5 まったく感じない



質問 11 北区は、子どもの声や意見をよく聞いて子どもに関する仕事を進めていると感じますか？（1つだけ）

- 1 とても感じる
- 2 少し感じる
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり感じない
- 5 感じない

質問 12 子どもの声や意見をきくことについて大人に一番大切にしてほしいことは何ですか？（1つだけ）

- 1 事前にわかりやすい説明があること
- 2 年齢に応じたわかりやすい資料があること
- 2 意見をきいたあとに、その意見がどのように反映されたか教えてもらえること
- 3 その他

〈あなたの居場所〉

質問 13 あなたには、ほっとできると感じる居場所がありますか？（1つだけ）

（※事務局メモ：子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困指標）

- 1 ある

- 2 ない
- 3 どちらともいえない

質問 14 〈質問 14 ある〉それはどこですか？（いくつでも）

- 1 家庭（リビングなど）
- 2 自分の部屋
- 3 学校
- 4 児童館
- 5 公園
- 6 子ども食堂
- 7 その他



〈悩みや困りごと〉

質問 15 あなたは困っていたり悩んでいることはありますか？（いくつでも）

- 1 勉強のこと 2 進路のこと 3 友達のこと
- 4 将来のこと 5 家族のこと 6 習い事
- 7 先生 8 部活動 9 自分のこと（性格や見た目、からだのこと）
- 10 学校生活のこと 11 お金のこと 12 暴力のこと（ぎゃくたい）
- 13 恋愛のこと 14 特になし

質問 16 相談できる人がいますか？（1つだけ）

- 1 いる
- 2 いない
- 3 どちらともいえない

質問 17 〈質問 16:いる〉相談できる人はだれですか？（いくつでも）

- 1 母親 2 父親 3 きょうだい
- 4 祖父母・親戚 5 友達 6 先輩・後輩
- 7 SNS・インターネット 8 学校の先生 9 スクールカウンセラー
- 10 スクールソーシャルワーカー 11 その他

あと少し…！ 質問はあと三つです！

質問 18 北区では、子どもの権利擁護委員^{けんりようごいいん}といって、あなたが困っていたり悩んでいるときに話を聞いてくれたり、あなたを助けるためにサポートしてくれる人がいます。

あなたは、子どもの権利擁護委員^{けんりようごいいん}のことを知っていますか？（1つだけ）

- 1 よく知っている
- 2 少しだけ知っている
- 3 聞いたことはある
- 4 まったく知らない

質問 19 子どもの権利擁護委員さんに相談をしたいときに、子どもの権利相談窓口というところで相談を受け付けています。子どもの権利擁護委員さんに相談してみたいと思いますか？（1つだけ）

- 1 思う
- 2 少し思う
- 3 思わない

質問 20 〈質問 19:思わない〉相談しづらいと思う場合、どんな環境であれば相談しようと思いますか？（いくつでも）

- 1 聞いたことを秘密にしてくれるところ
- 2 たくさん話を聞いてくれるところ
- 3 インターネットや SNS で相談できるところ
- 4 電話や直接会って相談できるところ
- 5 いつでも相談できるところ
- 6 相談してよかったと思えるところ
- 7 自分の好きな性別の相談者を選べるところ
- 8 ただで相談できるところ
- 9 どうすればよいか教えてくれるところ・助けてくれるところ
- 10 どんな環境でも相談したいとは思わない



〈あなたの時間〉

質問 21 (ほとんど) 毎日、家事や家族（おじいさん・おばあさん、親、きょうだい）のお世話等をする時間が1日1時間以上ありますか？

- 1 あてはまる
- 2 どちらかというとあてはまる

3 あてはまらない

「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」

—子どもの権利に関わりの深い事業（案）—

○施策 ID は、計画上、各事業一つひとつについている番号です。

○計画上「主要事業」に位置付けられているものに「○」をつけています。

<分類>

- 1 子どもの権利に関する理解促進
- 2 子どもの意見表明・尊重及び社会参画
- 3 子どもの居場所・体験活動の充実
- 4 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

1 子どもの権利に関する理解促進			
施策 ID	主要事業	事業名	所管課
1-4-1	○	子どもの権利保障に係る普及啓発の実施	子ども未来課
1-5-4	○	人権教育の推進	教育指導課
1-5-18	○	女性のための LINE 相談	多様性社会推進課
1-5-19	○	性の多様性への理解促進	多様性社会推進課
5-3-5	○	学校教育等における男女共同参画意識や性の多様性の尊重意識の形成	教育指導課
2 子どもの意見表明・尊重及び社会参画			
施策 ID	主要事業	事業名	所管課
1-3-15	○	【子どもの意見表明・社会参加の機会】 ①中学生モニター・高校生モニター	区長室
1-3-16	○	②小学生との区政を話し合う会	区長室
1-4-6	-	子どもの意見を代弁するアドボカシーの推進	子ども未来課 児童相談所開設準備担当課
3 子どもの居場所・体験活動の充実			
施策 ID	主要事業	事業名	所管課
1-2-7	○	教育DXの推進①ICTを活用した学びの充実	学び未来課
1-5-1	○	プレーパーク事業	子ども未来課
1-5-14	○	不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援	教育総合相談センター
1-6-5	○	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進・情報発信	子どもわくわく課
1-6-9	○	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	子どもわくわく課

2-1-2	○	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	子どもわくわく課
3-2-2	○	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	子ども未来課
3-2-4	○	子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業	子ども未来課
3-2-6	○	青少年地区委員会活動推進事業	生涯学習・学校地域連携課
3-3-1	○	児童館ネットワーク事業	子どもわくわく課

4 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

施策 ID	主要事業	事業名	所管課
1-4-2	-	子どもの権利擁護委員の設置	子ども未来課
1-4-3	-	子ども権利に関する委員会の設置	子ども未来課
1-5-10	○	いじめを見過ごさない取組の徹底	教育指導課
1-6-2	○	スクールカウンセラーの配置	教育総合相談センター
1-6-3	○	スクールソーシャルワーカーの配置拡充	教育総合相談センター
3-1-8	○	子どもなんでも窓口	子どもわくわく課
2-2-3		子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター
4-1-3	○	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
4-2-18	○	ヤングケアラーの子どもと家庭の支援	子ども家庭支援センター

全27事業

<参考>

条例の各条文との関わり

(1) 子どもの権利に関する理解促進

第18条 子どもの権利に関する施策の推進
第19条 子どもの権利に関する普及啓発

(3) 子どもの居場所・体験活動の充実

第4条④ 安全・安心に過ごせること。
第4条⑤ ゆったりと安心できる場所で休めること。
第4条⑥ プライバシーが大事にされること。
第4条⑦ 遊ぶこと。
第4条⑧ 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。
第4条⑨ くり返し挑戦できること。
第4条⑩ 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること
第13条 安全・安心に過ごすことのできる環境づくり
第16条 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり

(2) 子どもの意見表明・尊重及び社会参画

第4条① 子どもの意見表明権
第9条 子どもの意見等の表明および参加
第10条 子どもの意見等を求めるための会議

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

第4条② 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
第4条③ 差別されないこと。
第4条⑩ なやんでいること、困っていること等を相談できること。
第11条 虐待、体罰等の防止
第12条 いじめ等の防止
第15条 子どもが相談しやすい環境づくり
第17条 子どもの貧困の防止